

山梨県立富士湧水の里水族館
指定管理者募集要項

平成30年6月
山梨県

目 次

第1	施設の概要	
1	名 称	1
2	沿 革	1
3	所在地	1
4	施設の規模等	1
第2	管理運営方針	
1	基本方針	1
2	施設の維持管理方針	2
3	施設の運営方針	2
第3	募集の内容	
1	指定管理者が行う業務	2
2	自主事業	2
3	指定管理者が行う管理の基準	2
4	責任分担	3
5	指定期間（予定）	5
6	指定管理者の収入	5
第4	申請に係る事項	
1	指定管理者の申請資格	5
2	申請手続等	7
3	指定管理業務の実施に関する計画書の作成	9
第5	指定管理者候補者の選定	
1	選定委員会	10
2	審査基準	10
3	一次審査	11
4	二次審査	11
第6	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
1	指定管理者の候補者の選定	11
2	候補者との協議	11
3	指定管理者の指定	11
4	指定管理者との協定締結	11
第7	指定管理業務の適正な実施に関する事項	
1	指定管理業務の再委託等の制限	12

2	暴力団の排除	13
3	個人情報の取り扱い	13
4	情報公開への対応	13
5	文書の管理・保存	13
6	保険への加入	13
7	災害等発生時の対応	14
8	備品	14
9	管理口座・区分経理	14
10	法令等の遵守	14

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

1	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	15
2	その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合	15
3	指定管理業務の引継ぎ	15

第9 申請に関する留意事項

1	審査の対象又は候補者からの除外	15
2	指定管理業務開始前における指定の取消し	16
3	申請書類等の取り扱い	16
4	費用負担	16
5	その他	16

第10 事業実施状況のモニタリング（指定管理業務の確認・検証）等

1	モニタリング、評価の実施	17
2	県の監査委員等による監査	18
3	指定管理業務開始後の指定の取消し等	18

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

様式

様式1	指定管理者指定申請書	19
様式2	指定管理者業務の実施に関する計画書	21
様式2-①	施設運営の実施方針	22
様式2-②その1	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	23
様式2-②その2	収支計画書	24
様式2-②その3	収支計画書(参考)	25
様式2-③	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される成果	26
様式2-④	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される成果	27
様式2-⑤	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	28
様式2-⑥	施設の維持管理の効率性	29

様式2-⑦	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される成果	30
様式2-⑧その1	安定的な運営が可能となる体制	31
様式2-⑧その2	人員配置計画	32
様式2-⑨	安定的な運営が可能となる経理的基盤	33
様式3	法人等概要書	34
様式3-①	法人役員等一覧	35
様式4-①	誓約書（資格要件等）	36
様式4-②	誓約書（暴力団等）	37
様式5	構成員届	38
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項	39
様式7	委任状	40
様式8	業務説明会及び現地説明会の参加申込書	41
様式9	募集に関する質問書	42
様式10	指定管理者指定申請辞退届	43

別添「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準」

別添「県有備品一覧表」

〈資料〉

- 資料1 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例
- 資料2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則
- 資料3 配置図
- 資料4 館内図
- 資料5 平成27～29年度入館者数
- 資料6 平成27～29年度収支決算
- 資料7 平成26～30年委託料実績額

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集要項

山梨県（以下「県」という。）は、より効果的で効率的な管理運営を進め、県民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成13年山梨県条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、以下のとおり山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

1 名称

山梨県立富士湧水の里水族館

2 沿革

平成13年 4月 開館

平成21年 4月 株式会社桔梗屋を指定管理者とした。

平成26年 4月 株式会社桔梗屋を指定管理者とした。

3 所在地

山梨県南都留郡忍野村3098番地1

4 施設の規模等

設置年月日 平成13年4月25日

敷地面積 4,000 m²

建築面積 1,027.02 m²

延床面積 1,474.41 m²

地下1階32.05 m²、1階913.47 m²、2階454.97 m²

機械棟45.51 m²、東屋28.41 m²

建物の構造 鉄筋コンクリート造、地下1階地上2階建て、機械棟1棟

施設・設備の内容

1階：展示フロアー（二重回遊水槽等）

2階：学習フロアー（シアターホール等）

事務室、機械室、倉庫等

冷暖房設備付・エレベーター1基付

※資料3「配置図」参照

資料4「館内図」参照

第2 管理運営方針

1 基本方針

水族館は、県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するという目的のために設置された施設です。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、安心安全で利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとします。

2 施設の維持管理方針

施設の維持管理については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を基に、施設の特徴を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとします。

3 施設の運営方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることとします。

また、危機管理体制の整備、防犯体制の整備など利用者の安全確保や、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも取り組むものとします。

第3 募集の内容

1 指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）

- (1) 利用の承認に関する業務
- (2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (3) 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示する業務
- (4) 水産動植物に関する講習会及び催しを開催する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

※ 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究業務は、県が実施します。

※ 部分的な業務については、他の事業者へ委託できるものとします。

※ 詳細については、別添「管理運営業務の内容及び基準」を参照してください。

2 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

この際、指定管理業務内である指定管理者の提案事業と自主事業は明確に区分することとします。

また、自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ県の承認を受けることとします。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日

① 条例第7条の規定に基づき、休館日は次のとおりとします。

(ア) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(イ) 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）

(ウ) 12月28日から翌年1月1日まで

② 条例第7条第1項の規定に基づき、①にかかわらず次の日は開館する必要があります。

(ア) 1月2日、3日、4月30日から5月5日までの日、8月13日から同月16日までの日

(イ) 県民の日条例第5条の規定により使用料を免除する施設として指定された場合

ただし、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができますが、休館日の開館については、別途忍野村との協議が必要となります。

(2) 開館時間

条例第8条の規定に基づき、午前9時から午後5時までとします。ただし、指定管理者は、県の承認を受けて休館日、開館時間を変更することができますが、開館時間の変更については、別途忍野村との協議が必要となります。

(3) 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

(4) 水族館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(5) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

(6) (3) から (5) のほか、知事が定める基準を遵守すること。

業務及び管理の基準の細目的事項は、協議の上、協定（「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。））で定めます。

4 責任分担

指定管理者と県の責任分担は次の表（各項目の区分に応じ「○」が責任を負う）のとおりとします。

ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入・修繕等を行うこととします。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は当該資産の所有権を放棄、又は現状復帰することとします。

なお、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目		内容		指定管理者	県
共通事項	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
		著しい場合			○
	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更			○
	不可抗力	不可抗力(地震、落雷、暴風雨、洪水、戦争、テロ、暴動等)の発生に起因する施設、設備の修復による経費の増加及び業務履行不能		※両者の協議	
	政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増			○
	利用者や第三者への賠償	指定管理者の責に帰すべきもの		○	
		上記以外			○
	保険の付保	施設火災保険			○
		施設賠償責任保険		○	
自動車保険		○			
動産総合保険		○			
ボランティア保険		○			
管理運営	施設周辺住民及び施設利用者への対応	施設の管理運営に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		○	
		上記以外			○
	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○	
		個人情報情報の漏洩	県の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
			指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	施設の管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵によるもの			○
		施設の管理の瑕疵によるもの		○	
	災害時対応	上記以外			○
		待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置等指示等		○	○
	整備維持補修	施設、設備の損傷等	経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	1件20万円未満	○
1件20万円以上					○
指定管理者の責に帰すべきもの			○		
指定管理者が希望する整備・改修(資産増加)			○		
上記以外				○	
備品の損傷等		経年劣化、又は特定できない第三者の行為によるもの	1件20万円未満	○	
			1件20万円以上		○
		指定管理者の責に帰すべきもの		○	
備品の更新・新規購入		更新	指定管理者が希望する場合	○	
			上記以外		○
	新規購入	指定管理者が希望する場合	○		
		上記以外		○	
その他	事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定期間中途において指定取消を受けた場合における撤収費用		○	

※不可抗力の発生に起因して県又は指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、県は損害等の状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

5 指定期間（予定）

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

この期間は、県議会議決後、正式に指定期間となります。

6 指定管理者の収入

条例第11条に規定する利用料金、県が指定管理者に支払う経費（以下「委託料」という。）、物品等販売及び自動販売機の設置・運営により得られる収入をもって指定管理業務を行うものとします。

＜消費税率引上げの延期等に係る基本協定書に定める委託料限度額の変更＞

基本協定書における委託料の限度額は、消費税及び地方消費税率については平成31年10月以降10%、利用料金については条例で定められている現行の額を前提に算定します。消費税率引上げの延期や条例で定める利用料金に改正があった場合は、協議により委託料限度額を変更します。

(1) 利用料金

水族館の利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の額は、条例に定める額の範囲内で、知事の承認を受けて指定管理者が定めます。

(2) 委託料

水族館の管理運営に必要な経費として、提案価格を基に指定期間を通じた委託料限度額を基本協定書に記載するとともに、県は、予算の範囲内で年度ごとに委託料を支払います。委託料の具体的な額や支払い方法は、県と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

指定管理者が県の示した水準どおり指定管理業務を確実に実施したと認められる場合、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、委託料との相殺は行いません。また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合にも、費用の補填は行いません。

委託料の提案に当たっては、県が指定期間中に指定管理者に支払う委託料の総額を次の基準額以内としてください。基準額を超える提案は失格となりますので、十分留意してください。

（基準額）130,954千円（消費税及び地方消費税（平成31年4月から9月末まで8%、同年10月以降10%）を含む。）

(3) 物品等販売業務、自動販売機設置・運営業務による収入

物品等販売業務、自動販売機設置・運営業務により得られる収入は、指定管理者の収入とします。

第4 申請に係る事項

1 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又はその共同体であって次の（1）及び（2）の条件を満たすものとします。

（1）山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。なお、共同体

を構成して申請する場合は、山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする団体のうちから代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。

(2) 次のいずれかに該当する法人等でないこと。

- ① 法人の役員等（法人については非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ③ 山梨県から指名停止措置を受けているもの
- ④ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- ⑦ 本指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等

(3) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意してください。

- ① 代表団体は共同体における責任割合が最大であること。
- ② 共同体の構成員は、単独で又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできないこと。
- ③ 申請書の提出後は共同体の代表団体及び構成員の変更はできないこと。

(4) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意してください。

- ① 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書その他知事が必要と認める資料を提出すること。
- ② 県議会における指定管理者の指定の議決（平成30年12月議会を予定）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

2 申請手続等

(1) スケジュール

月 日	内 容
6月21日から8月20日まで	募集要項の配付
7月4日	業務説明会及び現地説明会
① 7月9日から7月13日まで ② 7月30日から8月3日まで	募集に関する質問書の受付
① 7月23日まで ② 8月10日まで	質問に対する回答
8月13日から8月21日まで	申請書類の受付

(2) 募集要項の配付

配付期間：平成30年6月21日(木)から同年8月20日(月)まで

(ただし、山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

配付場所：山梨県農政部花き農水産課

上記期間中は、山梨県ホームページでも募集要項等のダウンロードができます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/index.html>

なお、郵送での配付は行いません。

(3) 業務説明会及び現地説明会

開催日時：平成30年7月4日(水)午後1時30分から

開催場所：山梨県水産技術センター忍野支所 会議室

内 容：「募集要項」及び「管理運営業務の内容及び基準」の説明、施設見学

申込方法：説明会の参加申込書(様式8)に法人名(法人でない場合は代表者名)及び参加希望者名(各団体3名以内)(共同体での申請をする場合、各構成団体につき2名以内)を明記の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山梨県農政部花き農水産課へ6月29日(金)午後4時までに申し込んでください。

留意事項：申請予定者は可能な限り参加してください。個人及び申請資格のない団体の参加はできません。

質問及び回答は、山梨県農政部花き農水産課のホームページで公開します。

(4) 募集に関する質問

受付期間：①平成30年7月9日(月)から同年7月13日(金)まで
午前9時から午後5時まで

②平成30年7月30日(月)から同年8月3日(金)まで
午前9時から午後5時まで

質問方法：質問書(様式9)に記入の上、FAX又は電子メールのいずれかで、山

梨県農政部花き農水産課まで提出してください。（電話や口頭での質問にはお答えしません。）

回答方法：質問事項に対する回答は、①の期間に受付けたものについては、平成30年7月23日（月）まで、②の期間に受付けたものについては、平成30年8月10日（金）までに山梨県農政部花き農水産課のホームページに掲載します。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kakinousui/index.html>

（5）申請書類

① 提出部数

申請書類は、A4判とし、正本1部、副本9部を提出してください。

原本のみ押印し（袋とじや割印をする必要はありません）、写しには原本証明をしてください。

なお、正本、副本とも目次・ページ数を付け、二穴綴じファイルに綴じてください。

② 申請書類

ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式1）

イ 指定管理者業務の実施に関する計画書・・・・・・・・・・（様式2）

ウ 申請する法人等に関する書類

共同体による申請の場合には、構成員であるすべての法人等のものを提出してください。

（ア）法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）

※法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出してください。

（イ）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（ウ）誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）

（エ）法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し及び印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

（オ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近3事業年度の事業（営業）報告書、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

（カ）直近3年間の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書

エ 構成員届（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式5）

オ 各団体の役割、責任分担に関する事項（共同体の場合）・・・・（様式6）

カ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式7）

（6）申請書類の受付

受付期間：平成30年8月13日（月）から8月21日（火）まで

（ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
なお、8月21日（火）は、午前9時から正午までとします。

受付場所：山梨県農政部花き農水産課

受付方法：申請書類一式を持参により提出してください。

3 指定管理業務の実施に関する計画書の作成

(1) 指定管理業務の実施に関する計画書

指定管理業務の実施に関する計画書の作成に当たっては、「募集要項」、「山梨県立富士湧水の里水族館管理運営業務の内容及び基準」等に記載されていることを遵守してください。また、法令等に定められていることについては、これを遵守してください。

- ① 収支計画書（様式2-②その2）は、平成31年10月以降消費税及び地方消費税の引上げが予定されているため、引上げを見込んで、指定全期間にわたる収支予測を年度別に作成してください。なお、利用料金収入額については、現行条例の利用料金単価をもとに算定してください。また、収支計画書（様式2-②その3）は、指定全期間を現行の消費税及び地方消費税率で作成してください。
- ② 指定管理業務の実施に関する計画書の作成に用いる言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。
- ③ 指定管理業務の実施に関する計画書は、A4判で作成してください。また、ページ数を中央下に表記してください。

(2) 自主事業に関する提案

指定管理者は、指定管理業務以外に、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができます。

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、様式2-④に事業計画を記入してください。

第5 指定管理者候補者の選定

山梨県農政部が設置する選定委員会が、提出された申請書について審査基準に基づいて審査し、指定管理者候補者を選定します。

1 選定委員会

選定委員会の構成は次のとおりです。

氏名	所属
磯部 芳彦	磯部公認会計士税理士事務所
金谷 勉	(一社)日本草地畜産種子協会専務理事
腰岡 政二	日本大学生物資源科学部教授
秋山 信彦	東海大学海洋学部教授
田中 敦	山梨大学生命環境学部教授

2 審査基準

審査基準（審査の項目及び審査配点等）は次のとおりです。

審査基準	審査項目	審査のポイント	配点		確認書類
1 施設の管理運営の方針等の総合的な事項	・施設運営の実施方針	・県が示した管理の方針と応募団体が提案した運営方針が合致するか	5	10	様式2-①
	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	・収入、支出積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現の可能性はあるか	5		様式2-②その1 様式2-②その2 様式2-②その3
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は十分か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	10	20	様式2-③
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・自主事業の提案は県が意図した企画となっているか ・施設の設備、機能を活用した内容となっているか	10		様式2-④
3 事業計画の内容が施設の適正かつ効率的な維持管理を図ることのできるものであること	・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	・求めている内容が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・類似事業の実績はあるか	10	15	様式2-⑤ 様式3 付属書類
	・施設の維持管理の効率性	・維持管理は効率的に計画されているか	5		様式2-⑥
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること	・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・生活弱者等へ配慮されているか ・事業等の内容に偏りがいないか	5	5	様式2-⑦
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	・安定的な運営が可能となる体制	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か	10	20	様式2-⑧ 付属書類
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	10		様式2-⑨ 付属書類
6 施設の管理運営に係る経費	・施設の管理運営に係る経費の内容	・委託料提案額は次の方式により採点する 評価点＝配点× 応募者中の最低額／応募者の提案額	30	30	様式2-②その1 様式2-②その2 様式2-②その3
合計点数			100		

3 一次審査

提出された法人等概要書等により資格審査を行います。一次審査の結果は9月4日までに申請者に文書で通知します。申請状況については、一次審査終了後に申請団体数を県のホームページで公表します。

4 二次審査

一次審査通過団体による書類審査及びヒアリングを実施します。ヒアリングは提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、「指定管理業務の実施に関する計画書」に記載していないことは説明できません。

申請団体から提出された「指定管理業務の実施に関する計画書」等を審査した結果、高位の評価を得た順に順位を決定します。

ただし、二次審査において総得点が一位であっても一定基準に満たない場合、又は得点が著しく低い審査項目がある場合は候補者に選定しないことがあります。

第6 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会による選定結果に基づき、知事が候補者を決定し、二次審査を受けた団体に対して10月中旬までに選定結果を通知し、追って申請団体名、提案価格、審査点数、審査結果、選定理由を公表します。

2 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行い、この内容を仮協定（確認書）として締結します。

この場合、必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。

候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった申請者を指定管理者の候補者として協議を行います。

3 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。指定管理者の指定をしたときはその旨を文書で通知します。

4 指定管理者との協定締結

県と指定管理者は、先に実施した仮協定を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定全期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの委託料の額等を定めた「年度協定」を定めることとします。

(1) 基本協定の内容（予定）

- 管理業務の内容に関する事項
- 遵守事項
- 協定の期間等に関する事項
- 委託料に関する事項
- 管理業務に関するリスク分担に関する事項
- 業務計画書の提出に関する事項
- 利用者の満足度調査等の実施・報告に関する事項
- 定期報告事項
- 事業報告書の提出に関する事項
- 業務実施状況の確認・評価に関する事項
- 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- 管理業務の継続が困難となった場合の措置等に関する事項
- 指定の取消し等に関する事項
- 損害賠償に関する事項
- 施設等の引渡し、管理業務の引継ぎに関する事項
- 権利譲渡等の制限に関する事項 他

(指定管理者が共同事業体方式の場合は次の事項が加わります)

- 代表団体に係る倒産の場合による指定管理者の指定の取消し等に関する事項
- 代表団体、構成員の重要事項の変更にに関する事項
- 代表団体の地位、構成員の責任に関する事項
- 構成員の脱退に対する措置に関する事項 他

(注) 協定の締結にあたっては共同体の構成員全てを協定当事者とし、協定に関する責任は共同体の構成員全てが負うこととなります。

(複数の会社が指定管理業務を行うために新たに会社を設立した場合は次の事項が加わります)

- 事務所の所在地、株主及びその持ち分割合等の事項を変更する場合の事前協議に関する事項
- 新たに設立した会社の設立者以外の者に新株を発行しようとする場合、あるいは設立者が設立者以外の者に株式を譲渡しようとする場合の承認に関する事項 他

(2) 年度協定の主な内容（予定）

- 管理業務の内容に関する事項
- 委託料の額の関する事項 他

第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項

1 指定管理業務の再委託等の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできません。

業務の一部のみを第三者に委託又は請け負わせる場合には、あらかじめ県に申請し、承認を受けることとします。

2 暴力団の排除

指定管理者は施設を暴力団の活動に利用させることはできません。

3 個人情報の取り扱い

指定管理者が個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び山梨県個人情報保護条例（平成 17 年山梨県条例第 15 号）の規定に従い、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。この場合において、指定管理者は、県と協議の上で別に定める個人情報の保護に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う個人情報の保護を行うものとします。

4 情報公開への対応

指定管理者は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号）の規定により県と協議の上で別に定める情報公開に関する要綱に基づいて、指定管理業務を通じて取り扱う文書の公開を行うものとします。

5 文書の管理・保存

指定管理者は、指定管理業務に係る文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとします。なお、文書の保存期間は、山梨県行政文書管理規程第 35 条第 2 項の規定に準じて定めてください。

6 保険への加入

利用者に係る保険は、次のとおり指定管理者が加入するものとします。

(1) 加入する賠償責任保険とその内容

ア 施設賠償責任保険

県と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険としてください。

対人賠償：1 名につき 1 億円以上

1 事故につき 3 億円以上

対物賠償：1 事故につき 500 万円以上

イ 自動車保険

(ア) 自家用小型貨物（1 台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000 万円、搭乗者 1,000 万円

(イ) 自家用軽 4 貨物（1 台）

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限、人身傷害：5,000 万円、搭乗者 1,000 万円

ウ 動産総合保険

金庫・券売機内保管中：200 万円

銀行搬送中：200 万円

エ ボランティア保険

死亡・後遺障害の場合：1,000万円

入院日額：1万円

通院日額：5千円

7 災害等発生時の対応

災害等が発生した場合、指定管理者は速やかに県に連絡するとともに、被害を最小限に止めるよう早急に対応措置をとる義務を負います。また、県が避難所、広域防災拠点等のため施設の利用制限、応急活動への参加等を要請したときは、県の指示に従わなければなりません。

なお、避難所等としての使用その他災害対応による費用負担等については別途協議するものとします。

8 備品

県は指定管理者に、水族館の管理・運営に必要となる物品（別添県有備品一覧表参照）について貸与します。

指定管理者が管理運営費（第3の6（1）～（3）の収入）で購入した物品は、指定期間中又は当該期間終了後には県に帰属することとします。

指定管理者が自ら所有する物品を持ち込んだ場合及び指定管理者が管理運営費以外の経費により購入した物品については、指定管理者に帰属し指定期間終了時には指定管理者が自らの費用と責任で撤去・撤収してください。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができます。

9 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、法人等の口座とは別の口座で管理してください。

また、会計処理においては、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理、それ以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理してください。

10 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

特に、以下の法令に留意してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第2項、第3項
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）などの労働関係法令
- (3) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）
その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (4) 特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律（平成16年法律第7

- 8号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)
- (5) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成13年山梨県条例第4号)、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則(平成13年山梨県規則第7号)、山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)、山梨県漁業調整規則(昭和27年山梨県規則第5号)、忍野村さかな公園設置及び管理条例(平成13年忍野村条例第10号)
- (6) その他水族館内で管理運営する業務に関連するすべての法令

第8 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による指定管理業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理者は速やかに県に報告しなければなりません。県は指定の取消し又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止の措置をとることができます。

2 その他の事由により指定管理業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、指定管理業務継続の可否について協議するものとします。

3 指定管理業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより業務を引き継ぐ場合には、県が定める期間内に、県又は県が指定した者に対して業務を引き継ぐとともに必要なデータ等を遅滞なく提供しなければなりません。

なお、新たに指定管理者に指定された者への引継ぎ内容については、募集要項、業務仕様書に基づき仮協定書の締結までに県と協議の上、決定します。

引継ぎに必要な指定管理者の費用は、指定管理者の負担とします。

第9 申請に関する留意事項

1 審査の対象又は候補者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または候補者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は申請に関する業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合

- (2) 申請書類に虚偽記載又は不正行為があった場合
- (3) 第4の1に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合
- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として相応しくないと県が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと県が認めた場合

2 指定管理業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由がなく協定の締結に応じない場合
- (2) 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実でないと県が認めた場合
- (3) 第9の1の各項目に該当する場合

3 申請書類等の取り扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。

なお、指定管理者の選定及び指定において公表する必要がある場合その他県が必要と認めるときは、県は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は返却しません。

(5) 公表

申請書類は、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

- (1) 水族館に複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。なお、県の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、指定管理者指定申請辞退届（様式10）により届け出てください。
- (3) 県では、新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図るため、ネーミングライツ制度を導入しており、本施設にも同制度により愛称が付与される可能性があります。指定管理者は、ネーミングライツの導入に関する県の検討・実施に協力することとします。

※ ネーミングライツ制度とは、県の施設等の名称に「愛称」として団体名・商品名等を付与していただき、ネーミングライツスポンサー（施設命名権者）から対価を得るものです。

第10 事業実施状況のモニタリング(指定管理業務の確認・検証)等

1 モニタリング、評価の実施

県は、施設が設置目的に沿って適切に管理され、必要なサービス水準が確保できるよう、指定期間中の指定管理業務等の実施状況を把握するモニタリングを行います。

県は、仕様書に基づき指定管理者から提出される定期報告書、事業報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告、指定管理者との対面による意見交換等により、業務の実施状況をモニタリングし、その結果を評価します。

モニタリングの結果、仕様書や業務計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は、改善措置を講じる等の指導を行います。

モニタリング、評価は次の方法により行います。

(1) 県が行う評価

県は、別途定める「指定管理業務のモニタリング実施要領」に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況等）についての事業評価を実施します。詳細については、協定において定めるものとします。

結果については、県のホームページ等で公表します。

(2) 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、指定管理業務及び自主事業の自己評価を行い、県に自己評価調書（管理運営業務モニタリングシート）を提出するものとします。

(3) 利用者の満足度調査の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、利用者の満足度、意見・苦情等をアンケート調査等で把握し、その結果及び対応策について県に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、県へ報告していただきます。

(4) その他

指定管理者は、施設の維持管理・運営に当たっては、県の「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に準じて省エネルギーの推進及び地球温暖化の防止に努めるとともに、省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底等、環境負荷の低減に努め、エネルギーの使用状況等については、半年ごとに県に報告していただきます。

2 県の監査委員等による監査

県の監査委員又は県の外部監査契約に基づく監査人、県議会が必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

3 指定管理業務開始後の指定の取消し等

県は、次の場合、指定管理者の指定の取消し等の措置を行う場合があります。

(1) 指定の取消し等

指定管理者による指定管理業務の実施状況が、基本協定で規定する取消し事由等に該当すると認められる場合には、県は、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

なお、基本協定で規定する取消事由等は、次のような状況を想定しています。

- ① 定期報告書、事業報告書等を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- ② 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に基づく県の指示に従わないとき、又は指示によっても指定管理業務の内容に改善がみられないとき
- ③ 関係法令、条例、規則又は基本協定書の規定に違反したとき
- ④ 法人等の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することができないと認められるとき
- ⑤ 組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき
- ⑥ 暴力団排除対象法人等に該当すると認められるとき
- ⑦ その他管理を継続させることが適当でないと認められるとき

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、県に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、県と指定管理者は協議するものとなります。

第11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

山梨県農政部花き農水産課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁別館2階）

電話：055-223-1614（ダイヤルイン）

FAX：055-223-1615

メールアドレス：kakinousui@pref.yamanashi.lg.jp

(様式1)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上、申請します。

(別紙)

【提出書類一覧表】

様式	項目	提出の有無
様式2	指定管理業務の実施に関する計画書	
	① 施設運営の実施方針	
	②その1 収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	
	②その2 収支計画書	
	②その3 収支計画書(参考)	
	③ 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
	④ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑤ 施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	
	⑥ 施設の維持管理の効率性	
	⑦ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	
	⑧その1 安定的な運営が可能となる体制	
⑧その2 人員配置計画		
⑨ 安定的な運営が可能となる経理的基盤		
様式3	法人等概要書(3、3-①)	
様式4	誓約書(4-①、4-②)	
様式5	構成員届(共同体の場合)	
様式6	各団体の役割、責任分担に関する事項(共同体の場合)	
様式7	委任状(共同体の場合)	
付属書類	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
	登記事項証明書等	
	印鑑証明書	
	収支予算書	
	事業(営業)報告書	
	貸借対照表	
	損益計算書	
	連結決算書	
	法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書	

(様式2)

指定管理者業務の実施に関する計画書

施設名	山梨県立富士湧水の里水族館
住所	
法人等名	
代表者名	
T E L	
F A X	
メールアドレス	
担当者所属	
担当者氏名	

(様式 2 - ①)

「施設運営の実施方針」

水族館の設置目的を踏まえ、魅力ある施設運営を目指すための運営方針について記入してください。

(様式2-② その1)

「収支計画の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の管理運営にあたっての収入と支出の積算とともに、効率的な管理運営や経費の縮減に関する方針や創意工夫について記入してください。

(様式2-② その2)

「収支計画書」

(単位：千円)

区 分		H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
収入	利用料金収入						
	委託料						
	事業収入						
	自動販売機						
	売店						
	その他						
収入合計(A)							
支出	人件費	給与					
		手当等					
		法定福利費					
		賃金					
	管理費	光熱水費					
		修繕費					
		委託費					
		原材料費					
	事務費	報償費					
		旅費					
		交際費					
		消耗品費					
		燃料費					
		印刷製本費					
		運賃運搬費					
		広告料					
		手数料					
		保険料					
		使用料及び賃借料					
		備品購入費					
	負担金						
	公租公課費						
	支出合計(B)						
(A) - (B)							

利用料金収入の内訳

(上段：利用人数、下段：収入金額)

区 分		H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
単 価							
合 計							

- 利用料金収入は現行条例の利用料金単価を基に算定してください。
- 他の項目については、消費税及び地方消費税を平成31年4月から9月までを税率8%、同年10月以降を税率10%に基づき算定した上で、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。
- 積算根拠となる資料（税抜き価格と消費税が区別できること。様式自由。A4縦、横書）を提出してください。
- 指定管理業務と自主事業は別葉で提出してください。

(様式2-② その3)

「収支計画書」(参考)

(単位:千円)

区 分		H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
収 入	利用料金収入						
	委託料						
	事業収入						
	自動販売機						
	売店						
	その他						
収入合計(A)							
支 出	人 件 費	給与					
		手当等					
		法定福利費					
		賃金					
	管 理 費	光熱水費					
		修繕費					
		委託費					
		原材料費					
	事 務 費	報償費					
		旅費					
		交際費					
		消耗品費					
		燃料費					
		印刷製本費					
		運賃運搬費					
		広告料					
		手数料					
		保険料					
		使用料及び賃借料					
備品購入費							
負担金							
公租公課費							
支出合計(B)							
(A) - (B)							

利用料金収入の内訳

(上段:利用人数、下段:収入金額)

区 分		H31年度		H32年度	H33年度	H34年度	備考
		4月～9月	10月～3月				
単 価							
合 計							

- 利用料金収入は現行条例の利用料金単価を基に算定してください。
- 消費税及び地方消費税は、指定全期間を現在の税率8%に基づき算定した上で、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- 内容欄は適宜追加してください。

(様式 2 - ③)

「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用促進、利用者増に関する目標値を記載するとともに、その方針や具体的手法を記入してください。

(様式 2-④)

「サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果」

利用者サービスの向上を図るための取り組みについて、利用者ニーズの把握と管理運営への反映方法、トラブルや苦情への対処方法なども含め記入してください。

また、自主事業を実施する予定がある場合は、その内容を記入（様式任意）してください。

(様式 2-⑤)

「施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性」

水族館の日常的、定期的な安全管理、植栽管理、衛生、設備保守点検、施設の修繕等について、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。

(様式 2 - ⑥)

「施設の維持管理の効率性」

水族館の維持管理について、業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等を記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

(様式 2-⑦)

「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」

水族館を管理運営する上で、利用者の平等な利用の確保を図るための方針、具体的手法を記入してください。

(様式 2-⑧ その1)

「安定的な運営が可能となる体制」

水族館にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「人員配置計画」を作成するとともに、責任体制・業務実施体制・研修体制等も含め、具体的かつ現実的な計画を記入してください。

(様式2-⑧ その2)

「人員配置計画」

役職・職種	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数等	雇用形態				職員の年齢層	雇用者の確保方策	備考
			正規	パート	委託	その他 (具体的に)			

※配置するすべての職員について記入してください。

※役職欄については、水族館を管理運営する上で必要と思われる役職を記入してください。

※能力、資格、実務経験年数等欄は実際に配置する予定職員を想定の上、記入してください。

※雇用形態欄は、実際に勤務する職員を想定して該当する欄に○印を記入してください。

「正規」は、週40時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。「パート」は、非常勤で臨時に契約する職員とします。

※職員の年齢層欄は、20代、30代、40代等目安で結構ですので記入してください。

※雇用者の確保方策欄は、申請者が既に雇用している者(雇用済)又は今後雇用を予定する者(予定)の別、その目途を記入してください。

※備考欄は、勤務体制(勤務時間・休日設定)を記入してください。(別紙可)

※記入欄が不足する場合には、適宜広げるか複数ページで作成してください。

(様式 2-⑨)

「安定的な運営が可能となる経理的基盤」

団体の財務状況や、金融機関及び出資者等の支援体制を記入してください。

(様式3)

「法人等概要書」

種別	一般財団法人 NPO法人 その他の法人 () その他の団体 ()	一般社団法人 株式会社	社会福祉法人 有限会社
名称			
代表者氏名			
主たる事務所の所在地			
設立年月日			
資本金又は基本財産	千円		
売上高	千円		
社員(職員)数	人		
業務内容			
法人等の特色			
実績	類似業務の運営実績 ・施設の概要 （施設名称、所在地、施設規模） ・業務の概要 （業務内容、管理運営体制、管理運営業務、期間、受注額、発注者等）		

※種別欄は、該当するものを○印で囲んでください。その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入してください。

※社員(職員)数欄は、申請時の人数を記入してください。

※会社概要等がある場合は、添付してください。

(様式3-①)

「法人役員等一覧」

法人名：

役職名	(フリガナ) 氏名	性別 (男女)	生年月日	現住所

※法人については、非常勤を含む役員、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等について記載してください。

※欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

※共同体の場合は、すべての構成団体の役員について記載してください

(様式4-①)

誓 約 書

山梨県知事 殿

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

(共同体の場合、構成員連名で押印してください)

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者指定申請を行うにあたり、次の事項について真実に相違ありません。

- 指定管理者募集要項第4の1の申請資格要件を満たしています。
- 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。

(様式4-②)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体ではありません。

年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(様式5)

構 成 員 届

年 月 日

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員 (代表者)	所在地 名称 代表者氏名	印
-----------	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

このたび、山梨県立富士湧水の里水族館における指定管理者の指定を受けるため、共同体を結成しましたので届け出ます。

(様式6)

各団体の役割、責任分担に関する事項

Blank area for content related to the roles and responsibilities of various groups.

※共同体の規約等（案も可）を添付してください。

(様式7)

委 任 状

山梨県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）	所在地 名称 代表者氏名	印
----------	--------------------	---

構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

私は、次の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

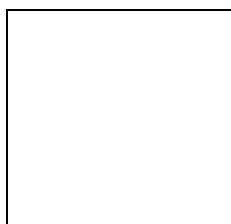
受任者

	所在地
共同体の代表者	名 称
	代表者氏名

委任事項

- 1 山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 山梨県と山梨県立富士湧水の里水族館の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 山梨県立富士湧水の里水族館の管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受領印



(様式 8)

業務説明会及び現地説明会の参加申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

山梨県立富士湧水の里水族館指定管理者募集にかかる業務説明会及び現地説明会について、次のとおり申し込みます。

参加者

氏 名	役 職	連 絡 先
		T E L
		F A X
		E-mail

(様式9)

募集に関する質問書

年 月 日

所在地
団体名
代表者氏名
担当者
TEL
FAX
E-mail

(質問の内容)

(様式10)

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

山梨県立富士湧水の里水族館について、指定管理者の指定を受けるため平成 年
月 日申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

平成十三年三月二十九日

山梨県条例第四号

改正 平成一八年一〇月一九日条例第五八号

平成二〇年三月二八日条例第一四号

平成二六年三月二八日条例第四八号

平成二九年三月一四日条例第四号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に魚とのふれあいの場を提供することにより、自然保護に対する理解を深め、併せて内水面漁業の振興に資するため、水族館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 水族館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士湧水の里水族館

位置 南都留郡忍野村

(事業)

第三条 山梨県立富士湧水の里水族館（以下「水族館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- 一 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示すること。
- 二 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 水産動植物に関する講習会及び催しを開催すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の設置の目的を達成するため必要な事業

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に水族館の管理を行わせるものとする。

(平二〇条例一四・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(平二〇条例一四・追加)

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、水族館の効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(平二〇条例一四・追加)

(休館日)

第七条 水族館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は八月十三日から同月十六日までの日である場合には、休館日としないものとする。

- 一 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
- 三 十二月二十八日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(平二〇条例一四・旧第五条繰下・一部改正)

(開館時間)

第八条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更するこ

とができる。

(平二〇条例一四・追加)

(利用の承認等)

第九条 水族館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具若しくは水産動植物を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(平二〇条例一四・追加、平二九条例四・一部改正)

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、水族館を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(平二〇条例一四・追加)

(利用料金)

第十一条 第九条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る水族館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(平二〇条例一四・追加、平二九条例四・一部改正)

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、水族館を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平二〇条例一四・追加)

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 水族館の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(平二〇条例一四・追加)

(知事による管理)

第十五条 第四条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第五条に規定する水族館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第七条第二項及び第八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に水族館の利用の承認が含まれるときに限る。）における第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第九条第一項の承認を受けた者は、第十一条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十二条、第十三条及び別表の規定の適用については、第十二条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

と、第十三条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、同表備考中「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。

- 6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第九条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十一条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十五条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(平二九条例四・追加)

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平二〇条例一四・旧第八条繰下、平二九条例四・旧第十五条繰下)

附 則

この条例は、平成十三年四月二十五日から施行する。

附 則 (平成一八年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年条例第一四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第四号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第十一条、第十五条関係）

（平一八条例五八・全改、平二〇条例一四・平二六条例四八・平二九条例四・一部改正）

区分	利用料金限度額		定期利用料金限度額
	個人	団体	
一般、大学生及び高校生	一人につき 四二〇円	一人につき 三三〇円	一人につき 一、二四〇円
中学生及び小学生	一人につき 二〇〇円	一人につき 一七〇円	一人につき 六二〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第九条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

○山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

平成十三年三月二十九日

山梨県規則第七号

改正 平成一四年三月二九日規則第三〇号

平成一七年三月二八日規則第一二号

平成一八年三月三〇日規則第一号

平成一八年一〇月一九日規則第五五号

平成一九年三月二二日規則第三号

平成二〇年三月二八日規則第一五号

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例（平成十三年山梨県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士湧水の里水族館（次条において「水族館」という。）の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(平二〇規則一五・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十三条の規則で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、水族館を利用する場合 利用料金の全額
- 二 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（次号において「小学校等」という。）の児童又は生徒が、土曜日に水族館を利用する場合 利用料金の全額
- 三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として水族館を利用する場合 利用料金の全額
(平二〇規則一五・全改)

附 則

この規則は、平成十三年四月二十五日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三〇号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十年山梨県条例第十四号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士湧水の里水族館の管理に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

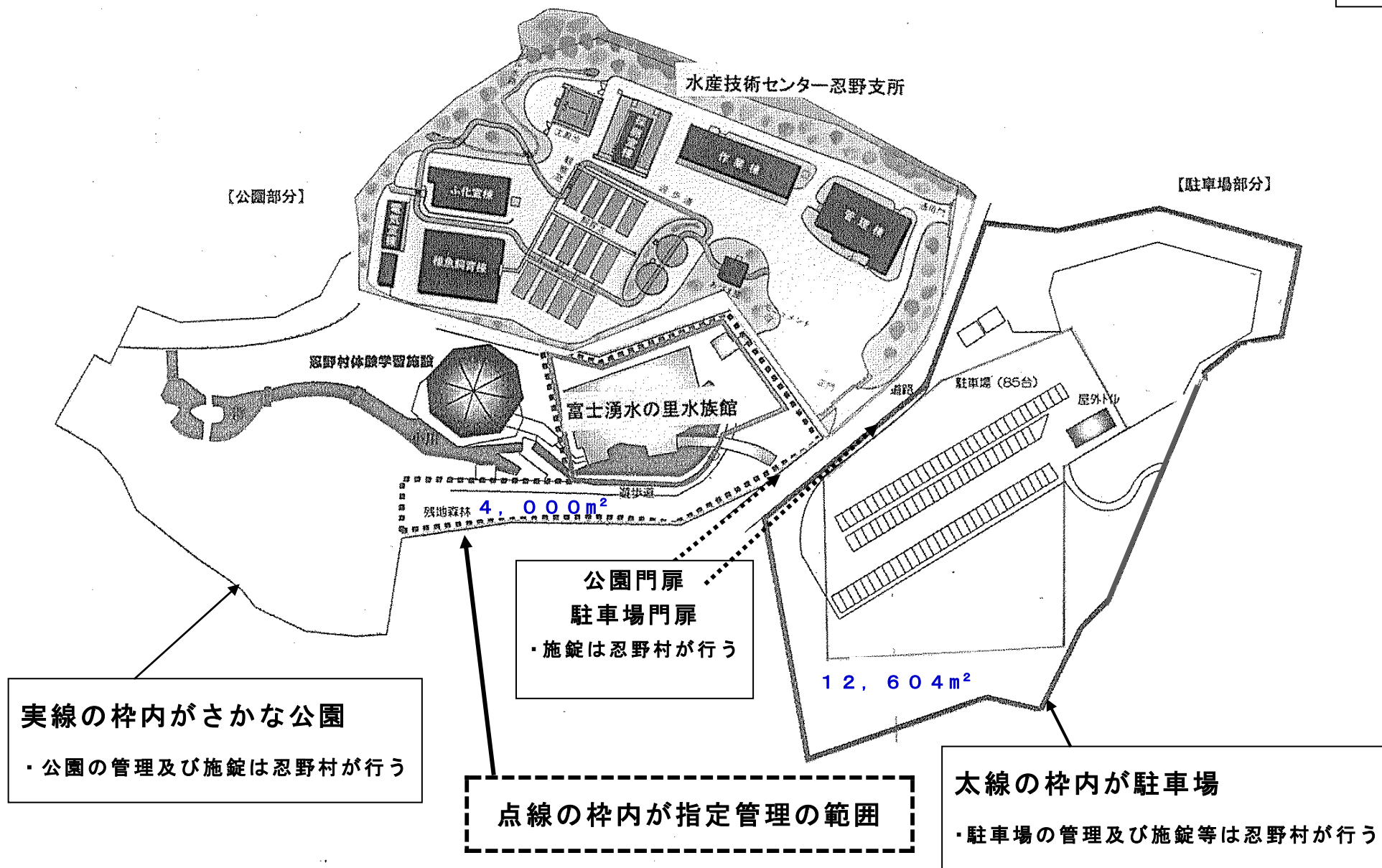
代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立富士湧水の里水族館の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

配置図



館内図

二重回遊水槽

内外二重に仕切られた楕円形の大型回遊水槽で、内側に小型魚(ニジマスなどマス類稚魚ほか)、外側に大型魚(イトウ、ニジマスほか)を展示し、ひとつの水槽内を大小の魚が混泳しているように見ることができます。水槽の上下左右からの観察、水中カメラ映像(2階に設置)を通じて、魚の様々な表情が観察できま

岸辺の魚水槽

湖畔のアシ原の風景を再現したジオラマ水槽です。オイカワ、モロコ、ヨシノボリなどの魚を展示し、岸辺に集まる魚の群れが観察できます。

深みの魚水槽

湖底が溶岩でできた富士五湖をイメージした水槽です。肉食性の強いオウチバス、ブルーギルなどの魚を展示し、舟の下や岩かげにひそみ、獲物を待つ魚の様子などが観察できます。

川の魚水槽

川の源流から中流までの魚の生息環境を再現し、源流にはイwana、上流にはヤマメやアマゴ、中流にはアユやウグイなどの魚を展示しています。季節により、なわばり行動や産卵行動などを観察することができます。

企画水槽

野生絶滅のおそれがあるメダカやホトケドジョウ、様々な魚の稚魚、エビ・カニ類など、小さな水生生物を中心に展示しています。特別展や企画展の開催中は、企画展示

湧水水槽ふれあい水槽

富士山の湧水(地下水)に触れて、展示水槽に使用している水の冷たさを体感できます。



7 シアターホール

180インチ3面のパノラマスクリーン(約11m×3m)による、100席のシアターです。淡水魚の生態や生息場所などを紹介する、オリジナルのハイビジョン映像を上映しています。

- ◎上映ソフト「山梨にすむ魚たち」「アユの冒険」
- ◎上映時間:各15分

8 2階企画展示コーナー

企画展、特別展を開催します。

9 マイクロアクリウムコーナー

顕微鏡を使ってミジンコなどのプランクトンを観察することができます。顕微鏡内の映像を拡大したものが壁面のディスプレイにも映るので、家族や友人と一緒に楽しめます。

10ブラウジングコーナー

当館ホームページなどを利用して、魚に関する学習ができます。パソコンによる魚のお絵かきも楽しめます。

11レクチャーコーナー

展示機器の利用方法、館内の案内、魚についての質問や相談などに応じています。

12水中カメラ水上カメラコーナー

1階二重回遊水槽内に設置された黄色いカメラをレバー操作して、魚群の一員となって回りの魚を観察したり、魚の視線で水槽の内外を観察することができます。

13ライブラリーコーナー

魚の図鑑・釣り・魚料理・山梨の自然に関する本が集めてあります。

資料5

県立富士湧水の里水族館入館者数(H27～29)

区分	個人		団体		定期利用券		無料	合計	
	大人	小人	大人	小人	大人	小人			
H27	4月	4,327	596	311	414	36	4	2,003	7,691
	5月	8,206	1,435	853	952	25	6	4,333	15,810
	6月	4,678	498	596	1,221	22	4	2,463	9,482
	7月	7,899	1,301	840	2,439	34	1	5,214	17,728
	8月	19,206	4,664	1,151	783	26	3	8,531	34,364
	9月	8,003	1,049	1,219	1,536	22	1	4,145	15,975
	10月	5,238	648	814	859	13		4,109	11,681
	11月	5,151	708	481	258	18	4	2,861	9,481
	12月	2,316	215	135	8	9	1	994	3,678
	1月	3,282	417	143	18	5	2	1,457	5,324
	2月	3,349	272	118	8	22	3	1,449	5,221
	3月	5,691	856	450	99	11	2	2,350	9,459
	総合計	77,346	12,659	7,111	8,595	243	31	39,909	145,894
H28	4月	5,093	753	979	562	27	2	2,346	9,762
	5月	8,258	1,504	582	1,162	22	4	3,889	15,421
	6月	4,946	494	748	1,262	24	1	3,421	10,896
	7月	9,218	1,501	770	1,630	37	12	5,858	19,026
	8月	17,973	4,247	1,136	658	35	6	8,308	32,363
	9月	8,535	946	834	1,084	28	2	4,201	15,630
	10月	6,144	700	1,025	1,207	14	2	4,764	13,856
	11月	3,545	367	418	341	8		2,613	7,292
	12月	2,253	199	131	65	10	1	1,039	3,698
	1月	2,793	458	95	23	18	1	1,240	4,628
	2月	2,712	239	115	12	10	1	1,433	4,522
	3月	4,475	728	243	39	17	5	2,267	7,774
	総合計	75,945	12,136	7,076	8,045	250	37	41,379	144,868
H29	4月	4,121	552	758	242	19	4	2,082	7,778
	5月	7,989	1,330	707	917	25	2	4,517	15,487
	6月	4,652	498	778	1,034	26	6	3,224	10,218
	7月	9,641	1,587	819	1,439	38	6	5,616	19,146
	8月	18,404	4,790	1,357	1,272	39	7	8,154	34,023
	9月	7,287	734	836	1,355	26	4	3,902	14,144
	10月	6,561	810	732	868	9	1	4,540	13,521
	11月	4,200	478	583	308	11	0	2,841	8,421
	12月	2,065	206	222	5	11	2	1,202	3,713
	1月	3,132	533	144	17	21	2	1,534	5,383
	2月	2,322	238	47	12	9	0	1,654	4,282
	3月	4,167	575	376	15	16	0	2,422	7,571
	総合計	74,541	12,331	7,359	7,484	250	34	41,688	143,687

資料6

県立富士湧水の里水族館 収支決算(H27～H29)

(単位:円)

区 分	H27	H28	H29	備 考
[収入]				
入場券収入	39,145,440	38,359,770	37,805,250	
委託料	30,477,000	31,147,000	31,831,000	
その他収入	5,152,722	5,622,141	5,764,594	
収入合計	74,775,162	75,128,911	75,400,844	
[支出]				
人件費	28,518,389	31,336,298	32,172,832	
水道光熱費	10,879,251	10,775,395	11,334,976	
消耗品費	7,003,068	7,651,469	8,857,393	
修繕費	2,712,760	2,585,155	1,119,690	
賃借料	3,102,004	2,087,969	1,848,996	
広告宣伝費	2,110,437	1,954,190	1,509,106	
保守・清掃・植栽管理等	13,880,560	13,963,912	13,872,682	
その他支出	4,656,720	4,380,231	4,665,501	
支出合計	72,863,189	74,734,619	75,381,176	
収支差額	1,911,973	394,292	19,668	

資料7**富士湧水の里水族館 指定管理委託料実績額(平成26年度～平成30年度)**

(単位:円)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	平均(千円)
指定管理委託料	29,824,000	30,477,000	31,147,000	31,831,000	32,517,000	155,796,000	31,159
うち消費税(8%)	2,209,185	2,257,555	2,307,185	2,357,851	2,408,666	11,540,442	2,308
うち消費税除く	27,614,815	28,219,445	28,839,815	29,473,149	30,108,334	144,255,558	28,851